

各専門フォーラムの検討経過について（議事と主な意見）

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局作成

専門フォーラム①「補償金の支払い等について」第1回

開催日時：2018年12月12日（水） 10:00～12:00

開催場所：一橋講堂（中会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 既存使用料規程についてのヒアリング
 - ①日本音楽著作権協会（JASRAC）使用料規程について
質疑応答
 - ②日本文藝家協会使用料規程について
質疑応答
 - ③海外の補償金実施状況について（文化庁より）
質疑応答
4. 自由討議

（主な意見等）

- JASRAC 規程はホームページにおける著作物の利用向け。原則として学校法人のホームページ単位に許諾。
- 権利者団体への照会が少ない理由の一つに、出版社へ問い合わせている現状がある。仕組みをよく理解するため、教員養成カリキュラムに著作権を組み込むことを検討することも必要。
- 高校生までに著作権の授業を受けたことがあるのは学生の8割、という調査結果がある。
- 文化庁委託事業の海外の調査報告は、背景にある制度の違い等を意識して読み解く必要あり。
- 初等中等教育段階と高等教育段階は、ICT の対応状況も異なる等の理由から分けて議論することが望ましい。

- ICT 教育に消極的になってしまうような仕組みにしてはいけない。
- 補償金を学生一人当たりで決める、というのとり得る考え方。
- フィルタリングの問題と切り離せない。

専門フォーラム②「教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について」

第1回

開催日時：2018年12月20日（木） 10:00～12:00

開催場所：日本新聞協会（8階大会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 初等中等教育段階における著作権教育について
4. 高等教育段階における著作権教育について
5. 自由討議

（主な意見等）

- 教員向け著作権教育は71.1%で実施されている、という調査結果がある。
- 学習指導要領における著作権の取扱い方には時代による波がある。
- 著作権教育についてのPDF教材はいくつかあり、中には最大教育機関の半数近くが利用しているものもある。
- 中学校の技術家庭科の教科書には著作権について掲載があるが、3年間でこの部分に割かれる時間はごく僅か。ただ、年間を通じて、美術等他の科目でも触れられることで効果が上がることが期待できるのではないかと。
- マナー、モラル、ルール、どのアプローチがいいのか。
- ライセンス環境の整備を前提に、このフォーラムでは、まずは教員向けのeラーニングによる普及啓発というキーワードに絞るのがいいのではないかと。
- 大学での不正利用を防止するための研修に組み込む方法がある。
- 大学で著作権研修を組み込む場合、授業の進め方に関するFD（Faculty Development）とコンプライアンス順守のためのST（Staff Development）に組み込むのと両方の考え方がある。

専門フォーラム③「著作権法の解釈に関するガイドラインについて」第1回

開催日時：2018年12月13日（木） 10:00～12:00

開催場所：自動車会館（大会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. ガイドラインフォーラムの予定について
4. 教育利用に関する著作権管理協議会で検討されている利用方法について
5. 自由討議

(主な意見等)

- 補償金の額を決めるためにもガイドラインは重要。
- ソフト・ローの面からみれば、ガイドラインは、①考慮した要素と、②継続して見直す柔軟性があるか、が重要。
- この場では、古いものとの比較ではなく、平成16年ガイドラインも参考にしながら新たなガイドラインを作成することにするのがいいのではないか。
- ガイドラインには出版関係が多い。今ある各種ガイドラインを参考にしつつ、より広い種類の著作物利用をカバーするガイドラインが作ればよい。
- 大学にはSPOC (Small Private Online Course)、通信制、MOOCと三種類の形態があり、分けて考える必要があるのではないか。
- 教員養成についてもガイドラインを検討することが必要。
- ガイドラインができたとき、より広く理解を得るため、単に業界団体の、ということではない重みづけが何等かあることが重要。

専門フォーラム④「補償金制度を補完するライセンス環境について」第1回

開催日時：2018年12月13日(木) 13:00～14:30

開催場所：自動車会館(大会議場)(東京都千代田区)

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 現在の協議会で検討されている利用状況予想についての説明
4. 現在、権利者の協議会で検討されているライセンスについての説明
5. 自由討議

(主な意見等)

- 35条1項但し書きと関係なく、ICT教育環境を整えるため、あると使い勝手がいいものを「基礎ライセンス」、但し書きに該当する本業に差し支える

ライセンスを「専門ライセンス」と整理した。この場では主に基礎ライセンスの検討を。

- 基礎ライセンスは、保護者会や職員会議等生徒がいない構内利用も想定内。
- 「共有」という用語ひとつとってもいろいろな形が想定し得る。用語は誤解を招かぬよう慎重に定義して使う必要がある。
- MOOC や OER (Open Educational Resources) について検討してほしい。
- 35 条以外の制限規定も視野に考えられるとよい。
- 学部、学科で異なる取り扱いをする場合、教育機関の理解を得られるような仕組みが必要。
- ECL (Expanded Collective License) 制度がない以上、ライセンスは、権利を委託している者の著作物等しか含まれない。権利者側にも権利を集める努力を求めたい。